

岩手県告示第324号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和元年岩手県告示第268号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和2年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 大船渡市内（一般国道45号）
- 2 実施した期間 令和元年9月10日から令和2年1月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 2級基準点測量及び3級水準測量